

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画
認可申請書面談（7月25日）における質問回答に
ついて（性能維持期間を終了した性能維持施設を解
体等のために使用する際の考え方）

令和元年 11月7日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

性能維持期間を終了した設備について、解体等のために使用する際の考え方を示すこと

今後計画される解体等においては、新たに仮設備（専ら解体工事等に供する施設）などを設け解体を行なうこともある。一方、性能維持施設としてはその維持期間を終了した施設を解体等のために使用する必要が生じた場合は、性能維持施設としてではなく、解体等に必要設備として、その性能が発揮できることを確認した後に使用する。